

に係る給与所得者異動届出書 記入例

年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 兩年度

令和7年10月21日 三郷市長あて	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒341-0026 三郷市幸房○丁目△番□号										特別徴収義務者 指定番号	98888							
		フリガナ	ミサトエンターテイメント										宛名番号	5							
		氏名又は名称	(株)三郷エンターテイメント										担連 当 終 者 先	所 属	経理係						
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1		2	3	4	氏 名	彦成 さとみ			
													電 話	048-900-0000 内線(1100)							
給与所得者	フリガナ	ミサト タロウ		(ア) 特別徴収税額(円) (年税額)	(イ) 徴収済額(円)		(ウ) 未徴収税額(円) (ア)-(イ)		異動 年月日	異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法									
	氏名	三郷 太郎																			
	生年月日	昭和50年5月1日																			
	個人番号	2	3		4	5	6	7						8	9	1	2	3	4		
	受給者番号	1234																			
1月1日 現在の住所	三郷市花和田○-□-△		120,000	6月 10月		11月 5月		7年 10月 20日	2 退職・長期 欠勤 等 の 理由		1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)										
異動後の 住所	千葉県流山市流山△-□-○			50,000		70,000															

- ① 現年度は7年度のみ処理
- ② 新年度は8年度のみ処理
- ③ 両年度は7年度、8年度を処理

① 「特別徴収税額（年税額）」・「徴収済額」・「未徴収税額（ア）－（イ）」の記入欄について
「（ア） 特別徴収税額（年税額）」
特別徴収税額通知書に記載されている金額を記入してください。
「（イ） 徴収済額」
異動されるかたの徴収済額の総額を記入してください。（徴収予定額を含んで記入してください）
「（ウ） 未徴収税額（ア）－（イ）」
異動されたかたの未徴収の月と税額を記入してください。（徴収予定額を含まず記入してください）

② 「異動の事由」・「異動後の未徴収税額の徴収方法」の記入欄について
記入欄に該当の番号を記入してください。（左記例は特別徴収継続の場合の記入例になります。）

↓ 番号に対応する記入欄を必ず記入してください

新しい勤務先へは、月割額 12,000 円を

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	1. 特別徴収継続の場合														新しい勤務先へは、月割額 <u>12,000</u> 円を			
	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規		法人番号	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	12 月分(翌月10日納入期限分)から
	所 在 地	〒 673-0000 兵庫県明石市新明石〇-□-△			担当 者連 絡先	所 属	人事課								徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	フ リ ガ ナ	カンサイホームエンジニアリング				氏 名	新和 由美子									受給者番号	123456	
氏名又は名称	(有) 関西ホームエンジニアリング			電 話	079-900-0000 内線 (1100)								納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要		

- ① 三郷市指定の特徴指定番号を記入してください。（新規の場合は記入はせず新規を○で囲ってください。）
- ② 転勤（転職）等の事業所の法人番号、所在地や名称等を記入してください。
- ③ 新勤務先での徴収開始月を記入してください。

※開始予定月の10日までの提出でない場合は対応しかねる場合があります。

左記の一括徴収した税額は、

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 10 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
理由	1 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額(円) (上記ウ)と同額	
		10 月 21 日	70,000	

① 「理由」、「徴収予定月日」、「徴収予定額（上記（ウ）と同額）」の欄を記入してください。

② 一括徴収する目を記入してください。

理由	3. 普通徴収の場合	
	1 右から 番号を 記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため